

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を
改正する条例案

改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和8年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正する。

改正の概要

市町立学校の県費負担教職員の定数を次のとおり改定

区 分		令和7年度	令和8年度	増減
む。校の前期課程を含む。小学校（義務教育学	校長および教員	5,031人	5,022人	△9人
	うち校長	220人	218人	△2人
	養護教員	236人	237人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	49人	△4人
	事務職員	271人	265人	△6人
	計	5,591人	5,573人	△18人
む。校の後期課程を含む。中学校（義務教育学	校長および教員	2,852人	2,902人	50人
	うち校長	93人	93人	0人
	養護教員	106人	111人	5人
	栄養教諭および学校栄養職員	20人	20人	0人
	事務職員	126人	123人	△3人
	計	3,104人	3,156人	52人
計	校長および教員	7,883人	7,924人	41人
	うち校長	313人	311人	△2人
	養護教員	342人	348人	6人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	69人	△4人
	事務職員	397人	388人	△9人
	合計	8,695人	8,729人	34人

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和8年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとします。（第2条関係）

区 分		令和7年度	令和8年度	増減
程を 含む。 育学校の前期課	小学校（義務教）			
	校長および教員	5,031人	5,022人	△9人
	養護教員	236人	237人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	49人	△4人
	事務職員	271人	265人	△6人
	計	5,591人	5,573人	△18人
程を 含む。 育学校の後期課	中学校（義務教）			
	校長および教員	2,852人	2,902人	50人
	養護教員	106人	111人	5人
	栄養教諭および学校栄養職員	20人	20人	0人
	事務職員	126人	123人	△3人
	計	3,104人	3,156人	52人
計	校長および教員	7,883人	7,924人	41人
	養護教員	342人	348人	6人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	69人	△4人
	事務職員	397人	388人	△9人
	合計	8,695人	8,729人	34人

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第 1 条 省略			第 1 条 省略		
第 2 条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第 2 条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	区分	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
校長および教員	5,031人	2,852人	校長および教員	5,022人	2,902人
養護教員	236人	106人	養護教員	237人	111人
栄養教諭および学校栄養職員	53人	20人	栄養教諭および学校栄養職員	49人	20人
事務職員	271人	126人	事務職員	265人	123人
計	5,591人	3,104人	計	5,573人	3,156人
合計	8,695人		合計	8,729人	
2 省略			2 省略		
付則 省略			付則 省略		